

平成24年度住所表示審議会会議録

- 1 開催日時 平成25年2月26日（火）
午前9時30分から午前10時10分まで
- 2 開催場所 印西市役所 庁舎別館1階 農業委員会会議室
- 3 出席者 飯塚康雄委員、井上兼一委員、現王園秀志委員、櫻井圀郎委員、杉本昭夫委員、鈴木宏茂委員、西林千秋委員、吉田劭委員
- 4 欠席者 糸川道行委員、岩井宏之委員
- 5 事務局 荻原総務部長、浅倉参事、古川主幹、平川主査、川上主査補
- 6 傍聴者 なし
- 7 審議事項 (1) 千葉ニュータウン牧の台地区ほか3箇所の字の区域及び名称の変更について
- 8 議 事

事 務 局

皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、住所表示審議会を開会いたします。

会議次第に従いまして、進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、吉田会長より御挨拶をお願いいたします。

（ 会 長 挨 拶 ）

事 務 局

ありがとうございました。

それでは、会議に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、印西市住所表示審議会条例第8条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、吉田会長に議長をお願いいたします。

議 長

それでは、会議に入らせていただきます。

出席人数は、本日8名でございます。委員の半数以上が出席でございますので、印西市住所表示審議会条例第8条第2項の規定により、本会議が成立することを御報告いたします。

本日の傍聴者はおられますか。

事 務 局

おりません。

議 長

分かりました。それでは本日の傍聴者はなしということです。
それでは、次第の３の審議事項に入らせていただきます。

（１）の千葉ニュータウン牧の台地区ほか３箇所の字の区域及び名称の変更についてでございますが、前回の審議会での委員の皆様御意見を参考に、事務局で資料を作成し配付しております。資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは、本日配付しました資料１から４に基づいて説明させていただきます。

こちらの資料につきましては、先ほど議長から説明がありましたとおり、前回の審議会での委員の皆様御意見を参考にしまして、審議していただくための叩き台として作成したものですので御了承ください。

はじめに資料１の牧の台地区を御覧ください。

資料中の赤い線で囲んだ部分が、今回の変更対象区域でございます。水色の線は、既に決定している字の区域の境界を表しております。

まず字の区域ですが、今回の変更対象区域である牧の台地区の西側の区域は、区域内を区画するものとして、古新田川防災調節池とその周辺の緑地がありまして、印西市住所表示実施基準に基づき、字の境界を当該調節池及び緑地の西側の側線とし、２つに区分するものでございます。

次に字の名称でございますが、平成２２年に答申されました「牧の台」を名称とし、印西牧の原駅を中心とした牧の台一丁目からの連続性を考慮しまして、東側から「牧の台二丁目」、「牧の台三丁目」としたものでございます。

区域の面積につきましては、牧の台二丁目としている部分が３９．４ヘクタールでございます。こちらの部分につきましては、調節池及び緑地を含んだ面積でございます。これらを除きますと、施設系の用地だけで３１．２ヘクタールとなります。牧の台三丁目の部分につきましては、１１．６ヘクタールとなっております。

資料１につきましては以上です。

続きまして、資料２の滝野地区を御覧ください。

赤い線で囲んだ部分が、変更対象区域でございます。地区の周辺を囲うように変更対象区域がありますが、それぞれの丁目に振り分ける境界を赤い線で区分しております。

１つ目は滝野一丁目、滝野二丁目及び滝野四丁目に接する道路部分で、この図面中の②、③、⑤の部分です。こちらはそれぞれ

接する字と同じ名称とするものでございます。

2つ目としまして、地区の北側の黄色の部分の住宅用地、緑色部分の緑地、道路の部分の①の部分です。こちらにつきましては、1つの区域として標準的な面積を下回りますが、滝野一丁目及び六丁目とは道路を挟んでおりまして、一体的な利用はされないと想定されるため、こちらにつきましては新たに滝野七丁目とするものでございます。

3つ目としまして、滝野三丁目に接するセンター施設用地及び道路の区域の④でございます。こちらにつきましては、滝野三丁目とするものでございます。

続きまして、資料3の竜腹寺地区を御覧ください。

こちらは国道464号の南側に接する赤く囲んだ部分が変更対象区域でございます。こちらの変更対象箇所の現状につきましては、隣接する南側のつくりや台一丁目の区域と区画するものではなく、今後の一体的な利用を想定し、変更対象区域をつくりや台一丁目とするものでございます。

続きまして、資料4の若萩地区を御覧ください。

赤く囲んだ緑色の部分が変更対象区域でございます。こちらの変更対象区域につきましては、公園用地として、北側に接続する若萩二丁目の区域の公園と一体的に整備されておりまして、公園の入り口は若萩二丁目側となっていることから、当該変更対象区域を若萩二丁目とするものでございます。

資料についての説明は以上でございます。

議長 資料の説明が終わりました。委員の皆様からの御意見を参考にして作成した資料ということでございます。

それでは、資料の番号の順番に従いまして、ひとつひとつ決定させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは、まず、資料の1の牧の台地区について決定をさせていただきますが、御意見等ございましたらお願いいたします。

委員 牧の台二丁目の部分に古新田川防災調節池が含まれていると思いますが、面積的に大きい感じがしますが、牧の台三丁目の部分に入れなかった理由はどういうところなのでしょう。

議長 牧の台二丁目と牧の台三丁目の間に調節池が挟まれているのですが、その調節池が、面積的に比較すると広い方の牧の台二丁目に入っているというのはどういう理由なのかということですか。

が。事務局ではどうでしょうか。

事務局

前回の会議の中で、都市再生機構から話があったかと思いますが、まず調節池の東側については、はっきりとしたラインが引けないという状況が現状としてまずひとつあります。緑地としての整備の部分で、そちらはまだはっきりと決められないという現状があったということと、この部分は河川と緑地でございますので、どちらに入れても土地の活用上は変わらないというのがひとつあります。もうひとつは先ほど事務局担当から説明したとおり、住所表示の実施基準につきましては、河川や道路で区画する場合は、西側の側線をとることが原則という考え方をしております。ですから今、牧の台二丁目に接している市道00-015号線の道路部分ですが、これは西側の側線を境界としますので牧の台一丁目に入っております。道路や河川などの区画するものは西側の側線をとるとういのが基準ですので、そういった基準に照らして、現状を踏まえながら、土地の利用上支障がなければその基準どおりでどうかというところで、このような区域の境界を示させていただいたという状況でございます。

議長

河川や池などの西側に境界をおくというのは、東を広く見せるというか、東は塞がないということでしょうか。そういう日本人の独特な思想的な考えがあるのかもしれませんが。

ということで事務局では、以上の3つの理由ということです。他に何かございますか。

委員

資料の牧の台三丁目の南西の角に、道路に隣接して白く残っている区域がありますが、これは何ですか。

事務局

この部分は、千葉ニュータウン区域になっておりまして、現状は更地で道路の付帯用地という位置付けです。実際に何ができるという具体的なものもありますが、都市計画上は市街化区域となっておりますので、今回併せて字変更するということで、変更対象箇所として諮問したところでございます。

委員

では、他の青紫の区域と同じに用途になるわけですか。

事務局

道路の付帯用地ですので、それ以外の用途はありません。現実的に道路になるかということ、形状的にカーブをきつくする

ようになりますので、道路にすることは現実的ではないと思います。

住所表示審議会では、字の境界として全体的な考え方を示した答申をしていただいて、字変更の議案を作成する際には土地の筆単位での確認をしますので、都市計画部門に確認をしながら、その中で将来的に調整区域に逆線引きするということであれば、字変更の区域から外すということも考えられるのですが、そのようなことがなければ、このまま市街化区域ということで答申どおりに字変更をしていきたいと思っています。

委員 確認なのですが、この対象区域の西側の縁辺の道路は既存の別所の方から続いている道路ですね。

議長 この道路は、現存する道路ですね。
このカーブの外側の広がった部分も含めて線引きがされているわけですね。入れるとしたら牧の台三丁目に入れるエリアだということですね。

事務局 現実的に市街化区域ということになっております。

議長 他に何かございますでしょうか。

(「ありません」という声あり)

議長 それでは、牧の台地区についての区域及び名称につきましては、決定ということよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議長 では、資料1の牧の台地区につきましては、資料のとおり決めさせていただきますと思います。

続きまして、資料2を御覧いただきたいと思います。

滝野地区でございます。現場を御覧いただきまして、地理的なものは御理解いただけたと思います。ここは主に2箇所にわたり御審議いただくこととなりますが、まず3. 1ヘクタールの住宅用地を含んだ北側の区域は、滝野七丁目にせざるを得ないと思います。隣接する丁目とは、大きな4車線の道路を挟んでおります。もうひとつの1. 2ヘクタールのセンター施設用地を含んだ区域

は取り壊しが進んでいるようでございますが、以前は商業施設があった箇所です。それからあとは道路部分ということでございます。

この滝野地区につきまして、何か御意見ございますか。

こちらの滝野地区は、現場も御覧いただきましたが、地区の北側の住宅用地部分は、地形的に北側が急な傾斜で、低いところが水田となっており、幅はありますが奥行がないということで、地形的には難しいところですが、建物を建てるには建てられる場所でもあるというところでございます。面積としては3.1ヘクタールございまして、これを滝野の一丁目や六丁目とくっつけてしまいますと、道路がさえぎってしまいまして思うようにいきません。ということであれば、ここは1つの独立した区域にしてしまおうということで、狭いですが、丁目ということで設置せざるを得ないかなというような地形と現場でございます。御異議がなければ、ここを滝野七丁目として存在させるという答申にするかということだと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議ありません」という声あり)

議長 もうひとつ、資料の中で滝野三丁目としたセンター施設用地の商業施設があった場所ですが、ここはもう地形上と道路区画から見ましても、これは既存の滝野三丁目と分離させることはできませんし、この地区につきましても、御異議がなければこの資料のとおりでよろしいかと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、滝野地区につきましては、この地区の外周の道路部分、センター施設用地、北側の住宅用地等につきまして、資料のとおりの形でまとめさせていただきます。

続きまして、資料3を御覧いただきます。

竜腹寺地区でございますが、ここは、つくりや台一丁目ということですが、国道と鉄道用地の関係で長辺の三角形に残ってしまったという状況でございました。従いまして道路と鉄道と並行しており、これも分けることなどにはできないと思いますので、この資料どおりでよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議長 竜腹寺地区につきましては、この資料どおりに区域及び名称を決めさせていただきます。

続きまして、資料4の若萩地区でございます。

ここは、斜面を公園にしております、地域の方々の憩いの場ということでございます。これが地形上若萩二丁目に隣接することということでございますが、この点いかがでしょうか。

委員 この資料のとおりでよろしいと思います。

議長 今、委員からお話がありまして、現場を確認した皆さんの目線でも分かると思いますが、この資料で変更対象区域として色が塗ってある所は、急斜面のところですね。その斜面を無理やり公園にしているような気もしないではないです。平らな部分が公園用地として狭いことから、非常に努力されまして、子供が遊ぶ場所を少しでも広くしようというようなことで、斜面部分を公園にしたのではないかと思います。地域の皆様方に少しでもお役に立てるような、いわゆる法面利用ということだろうと思います。

また、これをどこの字の区域に入れるかということになるわけですが、図面上も現場確認上も、隣接地の若萩二丁目に組み入れても何ら問題はないと判断されるところだと思います。

ということで、委員からもお話しがありまして、この地区につきましても、この資料のとおり若萩二丁目の隣接地ということで、組み入れるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議長 若萩地区につきましては、資料のとおり区域及び名称を決定させていただきます。

それでは、資料1から4の区域について、住所表示審議会におきまして、以上のとおり決めさせていただきましたので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、会議次第の4のその他でございますが、各委員の皆様から何か御意見ございますか。

委員 資料1の牧の台二丁目の北側の部分に多少白い部分があるの

ですが、これは道路ということなののでしょうか。

事務局 区域の縁辺道路ということで、道路がある箇所があります。
白い部分が道路ということになります。

議長 他に何かありますか。
それでは、ないようでございますので、事務局から何かございますか。

事務局 御審議ありがとうございました。
それでは事務局から御連絡を申し上げます。
1点目は、答申につきましては、本日御審議いただいた結果をもとに会長に御一任いただきたいと思います。答申が完成しましたら、委員の皆様にその写しを送付させていただきますので、後ほど御確認をお願いいたします。
2点目でございますが、審議会の会議録についてですが、2月1日開催分と本日開催分につきまして、調製の後、委員の皆様に送付させていただきますので、訂正等につきましては、期限を定めて御報告くださいますようお願いいたします。
なお、本日の会議の報酬につきましては、後日銀行振込をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
以上でございます。

議長 それでは、事務局の件につきましては以上でございます。
その他、何かございますでしょうか。
他にないようでございますので、以上をもちまして、本日の住所表示審議会を終了させていただきます。
御協力ありがとうございました。